

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について（H30決算）

地方公共団体の財政破綻を未然に防止するため、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されました。財政状況をいくつかの指標で分析し、一定基準に達すると健全に財政を運営するための計画の策定が義務付けられ、計画に従って財政の健全化を実施していくことになります。

●用語について

標準財政規模

町税など標準的に収入しうる一般財源の規模。平成30年度は、86億7,034万2千円

実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計を主とした会計の収支の赤字の程度

連結実質赤字比率

標準財政規模に占める全ての会計の収支を合算した赤字の程度

実質公債費比率

主に標準財政規模に占める借金の返済やこれに準ずる支出の程度

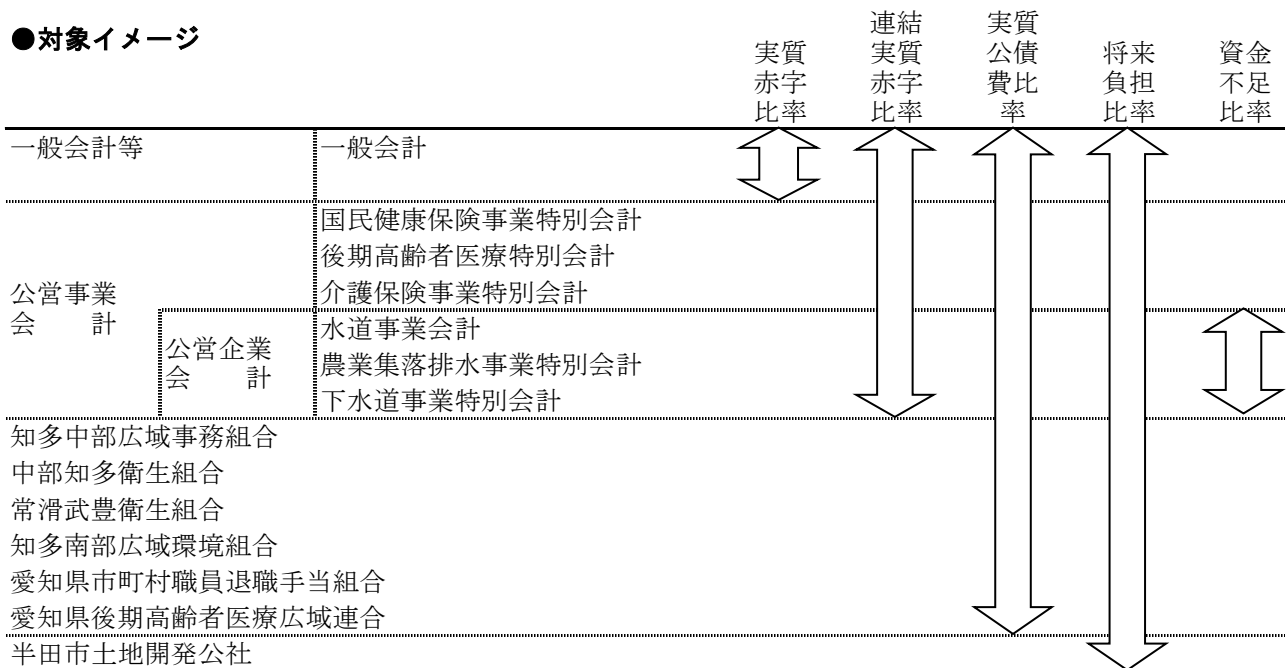
将来負担比率

主に標準財政規模に占める借金の残高や土地開発公社からの土地の買戻しなど将来見込まれる支出の程度

資金不足比率

料金収入等に占める水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の資金不足の程度

●対象イメージ



●武豊町平成30年度財政健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.59	20.00
連結実質赤字比率	—	18.59	30.00
実質公債費比率	1.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は黒字であるため、「—」表示となっております。黒字の比率はそれぞれ、△3.07、△16.92、△9.7となっております。

資金不足比率	比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0